

議案第 7 9 号

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第29条 略 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 第31条 略 (職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	第1条～第29条 略 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 第31条 略 (職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第33条～第44条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第46条・第47条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第33条～第44条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第46条・第47条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

資 料

(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 略 以下 略

(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 略 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第18号）が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和 5 年12月22日閣議決定）において、職員 1 人がみる 4・5 歳児の数を、30対 1 から25対 1 へ、同時に 3 歳児の職員配置基準についても20対 1 から15対 1 へ改善を図ることとされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正された。 これを受け、本市においても小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所において従事する職員の数を定めた規定のうち、4・5 歳児の保育を行う職員配置基準を25対 1 へ、3 歳児の職員配置基準を15対 1 へと改正を行う。 （第30条、第32条、第45条及び第48条関係）
市 民 へ の 影 響 等	特になし（市内に該当事業所なし）
施 行 日	公布の日（適用日：令和 6 年 4 月 1 日）
備 考	